

# 島根県報

第一、四七七号

平成十五年六月十日

(火曜日)

## 目次

### 規則

健康増進法施行細則

(健康推進課) 一

### 告示

土地改良区の役員の就任及び退任

(農村整備課) 八

解除予定森林

(森林整備課) 八

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請

(水産課) 九

### 期間

### 公告

平成十五年度島根県狩猟免許試験の実施

(森林整備課) 九

特定調達公告

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務

(人事課) 一一

委託に係る随意契約の相手方等

### 雑報

平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

一一

## 公布された条例等のあらまし

健康増進法施行細則(規則第七七号)

### 一 規則の概要

1 特定給食施設に係る届出書の様式を定めることとした。(第一条関係)

- 2 特別な栄養管理が必要な特定給食施設の指定の通知書の様式を定めることとした。(第二条関係)
- 3 特別な栄養管理が必要な特定給食施設の指定の取消しの通知書の様式等を定めることとした。(第三条関係)
- 4 特別用途の許可申請書は、営業所の所在地を管轄する保健所長を経由することとした。(第四条関係)

### 二 施行期日等

公布の日から施行し、平成十五年五月一日から適用することとした。

## 規 則

健康増進法施行細則をここに公布する。

平成十五年六月十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七七号

健康増進法施行細則

### (趣旨)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三三号。以下「法」という。)の施行については、健康増進法施行令(平成十四年政令第百六十一号)及び健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (特定給食施設の届出)

第二条 法第二十条第一項の規定による届出は、特定給食施設設置届(様式第一号)によるものとする。

2 法第二十条第二項の規定による変更の届出は、特定給食施設変更届(様式第二号)によるものとする。

3 法第二十条第二項の規定による休止若しくは廃止又は再開の届出は、特定給食施設休止(廃止、再開)届(様式第三号)によるものとする。

4 前三項に規定する届出書は、正副一通とし、当該特定給食施設の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出するものとする。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等)

第三条 法第二十一条第一項の指定は、管理栄養士必置施設指定通知書(様式第四号)によるものとする。

2 知事は、法第二十一条第一項の規定により特別の栄養管理が必要なものとして指定した給食施設が省令第七条に該当しなくなった場合は、その指定を取り消し、管理栄養士必置施設指定取消通知書(様式第五号)によりその旨を通知するものとする。

(特別用途表示の許可申請)

第四条 法第二十六条第二項の申請書は、正副一通とし、営業所の所在地を管轄する保健所長を経由して提出するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、平成十五年五月一日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

特定給食施設設置届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所  
氏名

特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 施設名称

所在地

2 設置者氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

3 施設の種類

4 給食開始日(開始予定日)

年 月 日

5 予定給食数(1日につき)

朝食 食 昼食 食 夕食 食 合計 食

6 管理栄養士及び栄養士の員数

管理栄養士 名 栄養士 名

7 運営方法

直営・委託

様式第2号(第2条関係)

特定給食施設変更届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所  
氏名

特定給食施設の届出事項に変更を生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更事項(該当するものの番号を○で囲むこと。)

- 1 施設名称・所在地
- 2 設置者氏名・住所
- 3 施設の種類
- 4 予定給食数
- 5 管理栄養士及び栄養士の員数
- 6 運営方法

変更年月日

年 月 日

変更内容

変更前	変更後

様式第3号(第2条関係)

特定給食施設休止(廃止、再開)届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所  
氏名

事業を廃止(休止、再開)したので、健康増進法第20条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 施設名称

所在地

2 設置者氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

3 施設の種類

4 ( 休止  
廃止 ) 年月日  
再開

年 月 日

(注) 不要な文字は、抹消すること。

様式第4号(第3条関係)

指令 第 号

住所

氏名

管理栄養士必置施設指定通知書

健康増進法第21条第1項の規定に基づき、下記の施設を特別の栄養管理が必要な施設として指定します。

年 月 日

島根県知事

印

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 設置者氏名
- 4 設置者住所
- 5 施設の種類

様式第 5 号 ( 第 3 条関係 )

指令 第 号

住所

氏名

管理栄養士必置施設指定取消通知書

下記施設については、健康増進法第21条第 1 項の規定による特別の栄養管理が必要な施設としての指定を取り消したので通知します。

年 月 日

島根県知事

印

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 設置者氏名
- 4 設置者住所
- 5 施設の種類

告 示

島根県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年六月十日

島根県知事 澄田信義

平田市中央土地改良区

一 就任した役員の名及び住所

理事

- 河原 明 平田市平田町二四八四番地
- 高野 清 平田市平田町一三番地
- 大森 茂男 平田市園町二六八番地一
- 吾郷 国樹 平田市多久町七五八番地
- 三島 敏男 平田市上岡田町五〇九番地
- 福田 賢治 平田市野石谷町一四五番地
- 西尾 淳三 平田市万田町六二八番地二
- 遠藤 正 平田市本庄町七五九番地
- 恩村 弘 平田市口宇賀町三一七番地
- 黒崎 義一 平田市口宇賀町四五〇番地一
- 黒崎 行雄 平田市平田町四六〇七番地
- 田中 利明 平田市多久谷町八八番地
- 土江 肇 平田市東福町八二二番地
- 福田 治夫 平田市東福町一〇九番地
- 土江 達雄 平田市久多見町二三六番地

監事

- 落合 義隆 平田市平田町五一七七番地

来海 正和 平田市多久町三八九番地

荒木 国夫 平田市奥宇賀町四五三番地一

二 就任年月日

平成十五年三月三十一日

三 退任した役員の名及び住所

理事

- 河原 明 平田市平田町二四八四番地
- 落合 義隆 平田市平田町五一七七番地
- 福田 善一 平田市園町一四四九番地
- 吾郷 国樹 平田市多久町七五八番地
- 三島 敏男 平田市上岡田町五〇九番地
- 福田 賢治 平田市野石谷町一四五番地
- 西尾 淳三 平田市万田町六二八番地二
- 遠藤 正 平田市本庄町七五九番地
- 恩村 弘 平田市口宇賀町三一七番地
- 黒崎 義一 平田市口宇賀町四五〇番地一
- 黒崎 行雄 平田市平田町四六〇七番地
- 田中 利明 平田市多久谷町八八番地
- 土江 肇 平田市東福町八二二番地
- 太田 満保 平田市平田町九五一番地三二
- 土江 達雄 平田市久多見町二三六番地

監事

- 高野 清 平田市平田町一三番地
- 福田 治夫 平田市東福町一〇九番地
- 荒木 国夫 平田市奥宇賀町四五三番地一

島根県告示第五百二十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年六月十日

島根県知事 澄田信義

解除予定保安林の所在場所

- (一) 隠岐郡西郷町大字中村字鮎返八〇八の五、八二〇の六、八二〇の一〇、八二〇の一、八二一の六、八二一の七、八二一の二一、八二二の五、八二二の一〇、八二二の一九から八二三の二二まで、字掛橋八一四の三八、字下荷場谷八三二の五、八三八の四、八三九の九、字上荷場谷八四五の四、八四六の九、八四六の一〇、八四七の七、八四八の八、字斧作八七九の三八から八七九の四〇まで、八七九の四一、字桑畑八八〇の四

保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

解除予定保安林の所在場所

- (一) 隠岐郡西郷町大字中村字西谷一 八〇七の二
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第五百二十八号

島根県漁業調整規則（昭和四十年島根県規則第五十三号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第八条第三項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十五年六月十日

許可及び起業の認可の申請期間

平成十五年六月十日から平成十五年六月二十六日まで

島根県知事 澄田信義

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定に基づき、平成十五年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第五十一条第二項の規定に基づき公告する。

平成十五年六月十日

島根県知事 澄田信義

一 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

二 狩猟免許を受けることができない者

法第四十条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

三 試験科目等

1 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

2 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	九十分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣に関する知識を免除する。

3 技能試験

免許の種類	試験事項
網・わな猟免許	一 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 指定する法定猟具の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	一 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 四 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いしないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いしないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

四 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
七月二一日(金)	午前九時～	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎	県内全域
七月二五日(金)	午前九時～	出雲市大津町一三九 出雲合同庁舎	県内全域

五 狩猟免許申請方法等

1 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前六ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもの、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、施行規則第四十八条第二項第一号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けていない者）にあつては、医師の診断書を添付すること。

2 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号のいずれかに該当する者については四千元、それ以外の者については五千三百円とし、その金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。

3 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁林業課及び各農林振興センター林業課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の十日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の

七月二五日(金)	午前九時～	益田市昭和町一三の一 益田合同庁舎	県内全域
七月二七日(日)	午前九時三〇分～	大原郡木次町里方五五 チェリヴァホール	県内全域
八月七日(木)	午前九時～	松江市東津田町一七四二の一 松江合同庁舎	県内全域
八月一〇日(日)	午前九時三〇分～	大田市大田町大田イ一二五 大田市勤労青少年ホーム	県内全域
八月一九日(火)	午前九時～	隠岐郡西郷町港町塩口二四 隠岐合同庁舎	県内全域

十日前までに必着とする。

4 申請書の提出先

郵便番号 六九〇・八五〇一 松江市殿町一番地  
島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室  
(電話 〇八五二・二二・五一六〇)

六 その他

1 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出する。

2 試験についての問い合わせは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室又は隠岐支庁林業課若しくは各農林振興センター林業課とする。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年6月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

37,674,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

雑 報

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による島根県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。  
平成十五年六月十日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小 野 邦 久

一 試験の日時

平成十五年十月十九日（日曜日） 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行い講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

三 試験の内容及び内容

（一）内容 おおむね次の事項について行い。

1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事項。

2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項。

3 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項。

4 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項。

5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事項。

6 宅地及び建物の価格の評定に関する事項。

7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事項。

ただし、指定講習修了者については、前記1と5に掲げる事項に関する問題を免除

毎週火・金曜日発行

する。  
(二) 出題法令

平成十五年四月一日現在施行されている法令による。

四 試験の方法及び出題数

(一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(二) 出題数 五十問

ただし、指定講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 試験案内及び受験申込書の配布

(一) 配布期間

平成十五年七月七日(月曜日)から平成十五年八月一日(金曜日)まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(二) 配布場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会雲南支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 邑智支部

同 浜田支部

同 益田支部

同 隠岐支部

社団法人島根県宅地建物取引業協会松江支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 浜田支部

同 益田支部

七 受験手数料 七千円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進

機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

八 受験申込み

(一) 申込期間

平成十五年七月二十八日(月曜日)から平成十五年八月一日(金曜日)までの期間

で、午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは除く。

(二) 申込場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会浜田支部

なお、郵便による受付も行つので、この場合は、財団法人島根県建築住宅センター

(松江市北田町三五・三建築会館)あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込む

こと(平成十五年七月七日(月曜日)から平成十五年八月一日(金曜日)までの日

付けの消印のあるものに限り有効とする)。

(三) 提出書類

1 受験申込書

(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

2 写真一葉(受験申込前六ヶ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で

縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから

五センチメートルまでの間の大きさのもの)

3 指定講習修了者については、前記1と2に加えて講習修了者証(修了試験合格年

月日が試験実施日前三年以内のもの)

九 合格発表

(一) 発表の期日

平成十五年十二月三日(水曜日)

(二) 発表の方法

財団法人島根県建築住宅センター及び島根県庁前掲示板へ合格者一覧表の掲示をす

るとともに、本人あて合格証書の送付により行う。

十 試験に関する問い合わせ先

財団法人島根県建築住宅センター

電話(〇八五二)二六・四五七七

平成十五年六月十日印刷  
平成十五年六月十日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町 島根県庁  
印刷 松江市学園南 松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)